

唐鎌成夫 様

日頃より、社会保険事業の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

ご質問いただきましたQ&A集の問2-2の「実際の労働時間及び労働日数」については、実際の労働時間から法定労働時間を超えた労働時間を除いた時間を所定労働時間に、実際の労働日数を労働日数として判断していただくこととなります。

なお、今回の回答につきましては日本年金機構本部事業推進部南関東地域部に確認済となっております。

平成29年1月5日

千葉年金事務所

厚生年金適用調査課 渡邊孝佳